しかし、大阪滋慶学園は、総事業費に、別途経理することとされている他の国庫補助事業に要する事業費 16,810,600 円及び計上しないこととされている奨学金 1,035,000 円、計 17,845,600 円を含めるなどしており、総事業費から収入額を控除した額が過大となっていた。

そこで、総事業費から上記の17,845,600円を除くなどして適正な総事業費及び収入額を算出した ところ、適正な総事業費は188,295,008円、また、適正な収入額は193,280,000円となり、前者が後 者を下回った。

したがって、適正な助成金の交付額は0円となり、助成金の交付額12,474,000円(交付金相当額8,316,000円)が確保基金から過大に取り崩されて使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、大阪滋慶学園において助成金の交付額の算定に当たり確認が 十分でなかったこと、鳥取県において助成金の交付に係る審査が十分でなかったことなどによると 認められる。

(105)-(111)の計 618,814 484,210 61,391 55,291

## (6) 国民健康保険の財政調整交付金が過大に交付されていたもの

## 9件 不当と認める国庫補助金 535,097,000円

国民健康保険は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被用者保険の被保険者及びその被扶養者等を除いた者を被保険者として、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給等を行う保険である。そして、国民健康保険には、都道府県が当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに保険者となって行うもの(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)と、国民健康保険組合が保険者となって行うものとがある。

(注1) 一部の市町村は、広域連合等を設けて、国民健康保険に関する事務を処理している。

都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、同法に基づき、当該都道府県の区域内に住所を有す (注2) る者とされ、一般被保険者と退職被保険者及びその被扶養者とに区分されている。

(注2) 退職被保険者 被用者保険の被保険者であった者で、平成26年度までの間に退職して国民健康保 険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に65歳に達するまでの間にお いて適用される資格を有する者

国民健康保険については各種の国庫助成が行われており、その一つとして、同法に基づき、都道府 県等が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。

財政調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政 の調整を行うために交付されるもので、普通調整交付金、特別調整交付金等がある。

普通調整交付金は、被保険者の所得等から一定の基準により算定される収入額(以下「調整対象収入額」という。)が、医療費等から一定の基準により算定される支出額(以下「調整対象需要額」という。)に満たない都道府県に対して、衡平にその満たない額を埋めることを目途として交付されるもので、医療費等に係るもの(以下「医療分」という。)、後期高齢者支援金等に係るもの(以下「後期分」という。)及び介護納付金に係るもの(以下「介護分」という。)の合計額が交付されている。そして、都道府県に対して交付された普通調整交付金は、他の公費等と合わせた上で、当該都道府県内の市町村による療養の給付等に要する費用に充てるための財源として、当該市町村に対して交付されている。

普通調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」(昭和 38 年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。)等に基づき、医療分、後期分及び介護分のいずれも、それぞれ当該都道府県の調整対象需要額から調整対象収入額を控除した額に基づいて算定することとなっている。そして、市町村は普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料を作成して都道府県に提出し、都道府県はこれに基づいて調整対象需要額及び調整対象収入額を算定している。

- (注3) 後期高齢者支援金 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により、各医療 保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する支援金
- (注 4) 介護納付金 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、各医療保険者が社会保険診療報酬支 払基金に納付する納付金

特別調整交付金は、都道府県及び当該都道府県内の市町村について特別の事情がある場合に、その事情を考慮して当該都道府県に対して交付されるもので、国から都道府県に補助する都道府県分と都道府県を通じて市町村に補助する市町村分とに区分されている。市町村分には、非自発的失業軽減特(注5)別交付金、被扶養者減免特別交付金等がある。

そして、都道府県は、国から市町村分として交付された額を当該市町村に交付している。

特別調整交付金の額は、算定省令等に基づき、特別の事情ごとに算定することとなっている。そして、市町村は当該市町村分の特別調整交付金の額を算定して都道府県に提出し、都道府県は都道府県分の額を算定した上で市町村から提出される市町村分の額と合算して特別調整交付金の額を算定するなどしている。

- (注 5) 非自発的失業軽減特別交付金 保険料の賦課期日現在における非自発的失業者に係る保険料軽減措 置による財政負担が多額になっている場合に交付される交付金
- (注 6) 被扶養者減免特別交付金 被用者保険の被保険者が後期高齢者(75歳以上の者又は65歳以上75歳 未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。)になったことに伴い、その被扶養者であった者に 係る保険料(保険税を含む。以下同じ。)の減免措置及び減免期間の見直しに要した費用がある場 合に交付される交付金

財政調整交付金の交付手続について、交付を受けようとする都道府県は、厚生労働省に交付申請書及び事業実績報告書を提出し、これを受理した厚生労働省は、その内容を添付書類により、また、必要に応じて現地調査を行うことにより審査した上で、これに基づき、厚生労働省において交付決定及び交付額の確定を行うこととなっている。

本院は、令和元年度から5年度までに交付された財政調整交付金について、20都道府県並びに19都道府県の212市区町村及び1広域連合において会計実地検査を行うとともに、1県及び同県の6市町から事業実績報告書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。その結果、5府県及び3県の4市において、①普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態、②普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態、③特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態が見受けられた。このため、財政調整交付金の交付額計76,164,660,000円のうち計535,097,000円が過大に交付されていて、不当と認められる。

(注7) 20 都道府県 会計実地検査を行った 212 市区町村及び 1 広域連合が所在する 19 都道府県と重複している。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

- ア 財政調整交付金の交付額の算定に当たり、普通調整交付金について、5 府県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと
- イ 財政調整交付金の交付額の算定に当たり、市町村分の特別調整交付金について、4市において制度の理解や確認が十分でなかったこと、3県において確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったこと

前記の①から③までの事態について、態様別に示すと次のとおりである。

① 普通調整交付金の調整対象需要額を過大に算定していた事態

普通調整交付金の調整対象需要額は、本来保険料で賄うべきとされている額であり、そのうち医療分の調整対象需要額は、次のとおり算定することとなっている。



このうち、一般被保険者に係る医療給付費は、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る 被保険者の一部負担金に相当する額を控除した額と、入院時食事療養費、高額療養費等の支給に要 する費用の額との合計額とすることとなっている。

4 府県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出するなどしており、調整対象需要額を過大に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

(注8) 前期高齢者納付金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、各医療保険者が社会保険診療 報酬支払基金に納付する納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

## <事例>

愛知県は、令和3年度の普通調整交付金に係る実績報告に当たり、市町村から普通調整交付金の額の算定の基礎となる資料の提出を受け、これに基づき普通調整交付金の額を算定していた。しかし、同県知多郡東浦町から提出された資料において、同町は、当該資料を作成する電算システムへの入力に当たり、基礎資料からの転記を誤り、一般被保険者に係る医療給付費を1,700,000,000円過大に算出していた。このほか、同県内の2市町から提出された資料にも、一般被保険者に係る医療給付費を過大に算出する誤りがあった。その結果、同県は医療分の調整対象需要額を過大に算定していた。

そこで、適正な一般被保険者に係る医療給付費により算定した調整対象需要額に基づき算定すると、普通調整交付金の額計 264,132,000 円が過大となっていた。

② 普通調整交付金の調整対象収入額を過小に算定していた事態

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

普通調整交付金の調整対象収入額は、本来徴収すべきとされている保険料の額であり、医療分、 後期分及び介護分に係るそれぞれの調整対象収入額は、一般被保険者(医療分及び後期分)又は介護 納付金賦課被保険者(介護分)の数を基に算出される応益保険料額と、それらの者の所得を基に算出 される応能保険料額とを合計した額となっている。

このうち、医療分、後期分及び介護分に係る応能保険料額は、一般被保険者又は介護納付金賦課 被保険者の所得金額(以下「基準総所得金額」という。)に一定の方法により計算された率を乗じて算出 することとなっている。そして、基準総所得金額は、保険料の賦課期日(毎年4月1日)現在におい て一般被保険者又は介護納付金賦課被保険者である者の前年における所得金額の合計額を基に算出 することとなっている。

1県は、普通調整交付金の額の算定に当たり、基準総所得金額を過小に算出しており、調整対象収入額を過小に算定していた。このため、普通調整交付金の額が過大となっていた。

③ 特別調整交付金のうち非自発的失業軽減特別交付金等の額を過大に算定していた事態

特別調整交付金のうち、非自発的失業軽減特別交付金は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項又は第13条第3項に規定する会社の倒産、解雇等の理由により離職した被保険者等である非自発的失業者の属する世帯に係る保険料の軽減に要する費用が多額である場合に交付されるものである。

非自発的失業軽減特別交付金の額は、一般被保険者に係る保険料の調定額の総額や非自発的失業者の属する世帯でかつ保険料が軽減される世帯に属する一般被保険者数等を用いて算定することとなっている。

3県の3市は、非自発的失業軽減特別交付金の額の算定に当たり、一般被保険者に係る保険料の 調定額の総額を過大に集計するなどしていたため、非自発的失業軽減特別交付金の額が過大となっ ていた。

このほか、3県の4市は、被用者保険の被保険者の被扶養者であった者に係る保険料の減免額を 誤るなどしていたため、特別調整交付金のうち、被扶養者減免特別交付金等の額が過大となってい た。

なお、前記3県の4市のうち3県の3市については事態の態様が重複している。 以上を事業主体別に示すと、次のとおりである。

	部局等	補助事業者 等	間接補助事 業者等	交付金の種類	年 度	交付金交付 額	左のうち不 当と認める 額	摘 要
(112)	厚生労働 本省	秋 田 県	秋 田 市 (事業主体)	特別調整交付 金(非自発的 失業軽減特別 交付金等)	3	千円 21,261	千円 5,214	一般被保険者に係 る保険料調定総額 を過大に集計して いたものなど
(113)	同	神奈川県	相 模 原 市 (事業主体)	同	4	50 <b>,</b> 595	2,483	一般被保険者数を 過小に計上してい たものなど
(114)	同	同	逗子市 (事業主体)	特別調整交付 金(被扶養者 減免特別交付 金)	5	5,417	2,182	被用者保険の被保 険者の被技養者に あった で が は に 領 に 領 に る た る た る に る る た る に る る に る る に る る し る し る し る し る し る
(115)	同	山 梨 県 (事業主体)	_	普通調整交付 金	5	4,435,827	219,894	調整対象収入額を 過小に算定してい たもの
(116)	同	愛 知 県 (事業主体)	_	同	3	24,095,431	264,132	調整対象需要額を 過大に算定してい たもの
(117)	同	京 都 府 (事業主体)	_	同	3	18,668,781	20,035	司
(118)	同	兵 庫 県	姫 路 市 (事業主体)	特別調整交付 金(非自発的 失業軽減特別 交付金等)	3, 4	29,470	2,486	一般被保険者に係 る保険料調定総額 を過大に集計して いたものなど
(119)	同	徳 島 県 (事業主体)	_	普通調整交付 金	5	6,151,994	1,573	調整対象需要額を 過大に算定してい たもの
(120)	同	沖 縄 県 (事業主体)	_	同	3	22,705,884	17,098	司
(112)-(120)の計 76,164,660							535,097	